

「智頭町疎開保険」に関する協定

鳥取県智頭町（以下「甲」という。）と同意者（以下「乙」という。）は、智頭町が提供する「智頭町疎開保険」の運用に関し、次のとおり協定の内容について同意する。

（総則）

第1条 この協定は、鳥取県智頭町が災害を切り口とした地域間交流、物流、商流による地域おこしの一環として展開する「智頭町疎開保険」の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この事業の名称は「智頭町疎開保険」と称する。

（事業の目的）

第3条 「智頭町疎開保険」は、自治体である甲が保険加入者である乙に対し、災害時等に一定期間滞在場所を確保・提供し、疎開のまちとして社会貢献することを主目的として行うものである。

（保険適用の者）

第4条 この保険が適用される者は、震災等の被害に遭い、災害救助法が適用された地域に居住する加入者または加入者があらかじめ指定した者とする。

（協力の実施）

第5条 甲は、前条に規定する加入者に該当する乙の要請を受けたときは、1日3食7日分の宿泊場所の確保と食事の提供をするものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

（加入金の支払い）

第7条 乙は毎年甲が定める日までに加入金を指定された口座に振り込むものとする。なお、加入金は1口1年間で1人コースは10,000円、ファミリー2人コースは15,000円、ファミリー3～4人コースは20,000円とし、4歳以下は無料とする。

（加入者への利便）

第8条 甲は、加入者のうち毎年10月1日に登録してある者に対し、智頭町の特産品を送付するものとする。

(経費の負担)

第9条 第5条に規定する智頭町内または智頭町近隣町村での宿泊場所、食事の確保提供にかかる経費および第7条に規定する特産品の送付にかかる経費については甲がこれを負担するものとする。ただし、宿泊先までの交通費については、乙の負担とする。

(免責)

第10条 第5条に規定する智頭町内での宿泊場所、食事の確保提供について、智頭町内で災害が発生し、受け入れが不可となった場合は、甲の受け入れの義務は免責され、代替の措置を甲が乙に対して行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。